

海外療養費を請求される方へ

- 【1】 海外療養費とは、被保険者とその被扶養者が海外で赴任中または旅行中に負傷や疾病にかかった場合、日本国内で保険診療として認められている医療行為や薬に限って、治療費の一部が給付される制度です。また、治療目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は給付の対象となりません。
- 【2】 支給金額は、日本国内で同じ治療をした場合にかかる医療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担分を差し引いた額を支給します。海外と日本は治療方法や医療体制などが異なる為、海外で支払った治療費から自己負担分を差し引いた額よりも、支給額が大幅に少なくなるケースがあります。
- 【3】 請求に必要な書類 **※すべて原本**を提出ください。

医科の場合

- ・『療養費支給申請書』
- ・『診療内容明細書_様式A医科用』
- ・『領収明細書_様式B医科歯科用』
- ・海外で支払った『領収書』の原本

歯科の場合

- ・『療養費支給申請書』
- ・『診療内容明細書_様式C歯科用』
- ・『領収明細書_様式B医科歯科用』
- ・海外で支払った『領収書』の原本

(注1)

『療養費支給申請書(海外療養費)』・・・1ヶ月ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ被保険者が記入下さい。

『診療内容明細書(様式A)(様式C)』・『領収明細書(様式B)』・・・1ヶ月ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ証明を治療した医療機関でもらして下さい。

【例】 4月に外来で通院し、4月途中で入院、5月に退院した場合は領収書と下記の書類が必要となります。

『療養費支給申請書・診療内容明細書・領収明細書』(それぞれ4月外来1枚・4月入院1枚・5月入院1枚)

(注2)

『診療内容明細書_様式A医科用』の2. 6. 7と、『領収明細書_様式B医科歯科用』の(10)(11)(15)、

『診療内容明細書_様式C歯科用』は翻訳を添付し訳者の住所・氏名を記入下さい。訳者が本人の場合も記入下さい。

- 【4】 海外から申請するときは、事業主（留守家族も可）を経由してください。
- 【5】 健康保険組合からは直接海外送金が行われません。
療養費支給申請書の振込先口座欄は、日本国内の被保険者の口座を記入ください。
また、日本国内の口座がない場合は、事業主を経由しお支払いすることになります。
- 【6】 海外療養費の請求は、医師または病院等に費用を支払った日の翌日から数えて2年を経過するとできなくなるのでご注意ください。